

事業所概要

●対象者

出雲市から相談支援の依頼のあった障がい児者

●指定を受けている業務

『指定特定相談支援事業』

『指定障がい児相談支援事業』

『指定一般相談支援事業

(地域移行支援・地域定着支援)』

●実施地域

出雲市全域

●職員配置

管理者兼相談支援専門員 1 名 (男性)

主任相談支援専門員 1 名 (女性)

●営業日時

祝日を除く月曜日から金曜日

(ただし 8 月 13 日から 8 月 15 日、
12 月 29 日から 1 月 3 日を除く) の、
8 時 30 分から 17 時 30 分

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)や児童福祉法その他関係法令に依拠して、利用者がその有する能力及び適性に応じて生活を営むことができるように、利用者の意思及び人格を尊重して意思決定の支援に配慮して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めてまいります。



一般社団法人 ビリエット

〒691-0001

島根県出雲市平田町 2194-5

TEL 0853-77-5147

FAX 0853-77-6506

E-mail

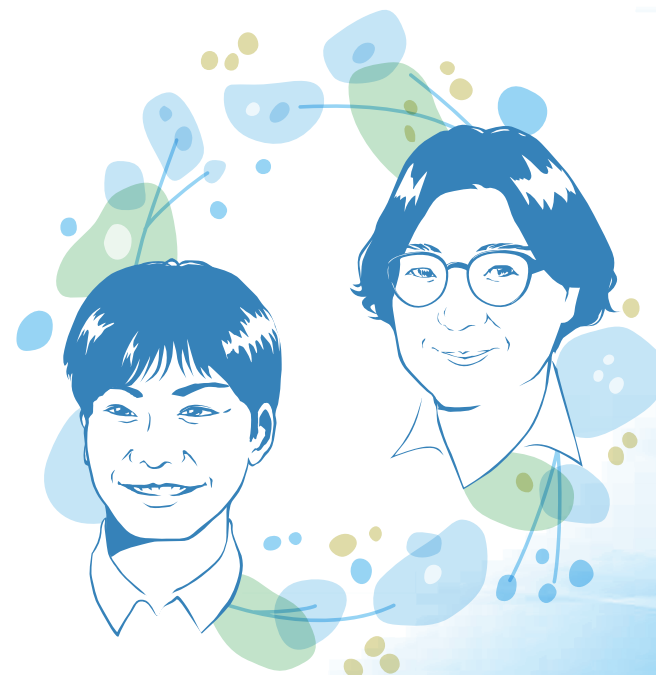
soudan.biglietto@gmail.com

ホームページ

<https://soudan-biglietto.sakura.ne.jp/>



相談支援事業所 ビリエット



このようなときは ご相談ください

●悩み事・心配事がある。

お話をお聞きし、一緒に解決方法を考えます。情報の提供をはじめ、必要に応じて行政機関や障がい福祉サービス事業所、病院等とも話し合いを行います。

●障がい福祉サービスを利用したい。

障がい福祉 サービスにはどんなサービスがあるのか?サービスを受けたいが、どのように手続きを行ったらいいのかわからないなど。

相談の流れ

ご本人・ご家族からお話を伺い、ご希望を明確にします。

ご希望の実現に向けてのプランをご本人・ご家族と一緒に考えます。

必要に応じて、福祉サービス利用の支援をします。

相談支援事業所との契約。

具体的な福祉サービスの利用に向けて

- ① サービス提供事業所の調整
- ② サービス等利用計画書(案)の作成
- ③ 支援会議の開催
- ④ サービス等利用計画書(新規)の作成
- ⑤ 出雲市からの支給決定を受けてから、サービス利用開始

- ◇国の基準に則って、定期的且つ継続的な相談支援専門員との面談をしていきます。
- ◇福祉サービスの利用継続を希望される場合は、誕生月に更新手続きを行います。



相談は無料です

まずはお気軽にお電話を

 **0853-77-5147**

相談支援専門員の役割

障がいのある方(障がい児を含む)が自立した社会生活を営むことができるよう、中立的な立場で、障がいのある方(障がい児を含む)やその家族が適切な支援を受ける為のサポートをします。

当事業所は「精神障がい者支援体制加算(I)」及び「主任相談支援専門員配置加算」を取得しています。